

京都市告示第390号

京都市都市計画関係手数料条例の別表第6備考2の規定に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準のうち、市長が定めるものについて、次のように定め、告示します。

平成24年12月28日

京都市長 門川大作

- 1 CASBEE 京都（京都市地球温暖化対策条例第44条に規定する建築環境総合性能評価システムをいう。）の標準システム及び独自システムに関する事項

（都市計画局建築指導部建築指導課）